

奨学金を返還しながら市内でがんばる若者を支援

佐世保市奨学金返還サポート制度のご案内

奨学金を返還しながら市内でがんばる若者を支援します！

高校・大学等に**在学中**で将来、佐世保で働きたい！

一度**就職**したけど、佐世保で再チャレンジしたい！

市外に在学・就職中のお子さんに帰ってきてほしい！



企業もサポート

1. 社員の奨学金を代理で返還する企業も支援（返還額の1/3 上限10万円/年間）
2. 市内企業の全ての職種に適用



助成対象者・補助内容・申請方法

平成29年4月以降に基本要件すべてと個別要件のうち1つを満たすことになった方

基本要件

- ① 佐世保市に居住している
- ② 奨学金を返還している
- ③ 町内会に加入している
- ④ 佐世保市に今後10年以上定住する
- ⑤ 市税を滞納していない

個別要件（佐世保市内において就労）

<p>離島に定住し、働く方</p>	<p>特定の創業支援制度を受け創業する方</p>	<p>テレワークを含む市内の製造業・情報サービス業を営む企業に就業する方（正規雇用）</p>	<p>市内で一次産業に就業する人</p>	<p>保育士として保育所に就業する人（正規雇用）</p>	<p>介護サービス事業所に就業する人（正規雇用）</p>	<p>路線バス運転士として就業する人（正規雇用）</p>	<p>その他就業</p> <p>※テレワークを含む</p> <p>給与月額基本給20万円以内の方（正規雇用）</p>
<p>返還額の 2/3</p> <p>(上限年間20万円を10年間)</p>	<p>返還額の 1/2</p> <p>(上限年間15万円を10年間)</p>					<p>返還額の 1/3</p> <p>(上限年間10万円を10年間)</p>	

※このほかに要件がありますので、詳細はお問い合わせください

8月～11月

1月～

まずはお問い合わせ

資格選定申請書を提出

認定後、奨学金返還補助金の請求

審査後、補助金の交付

※応募者多数の場合抽選

お問い合わせ

佐世保市 地域未来共創部 若者活躍・未来づくり課
西九州させば移住サポートプラザ

TEL：0956-25-9251

FAX：0956-25-3311



サイトはこちら



メールはこちら